### 高松市観光振興ビジョン策定に係る基礎調査等業務委託契約書

高松市観光振興ビジョン策定に係る基礎調査等業務委託について、高松市(以下「発注者」という。)と○○○○(以下「受注者」という。)とは、次の条項により契約を締結した。

(定義)

- 第1条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 本件業務 この契約に基づく高松市観光振興ビジョン策定に係る基礎調査等業務委託をいう。
- (2) 成果物 この契約に基づき別紙仕様書記載のとおり作成されるものをいう。

(委託業務)

第2条 発注者は、本件業務を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

(委託期間)

第3条 この契約の委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(契約金額)

第4条 契約金額は、○○,○○○,○○○円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。また、支払いは完了払いとする。

(契約保証金)

第5条 受注者が発注者に納付すべき契約保証金は、高松市契約規則第24条第〇号により免除する。

(受注者の義務)

- 第6条 受注者は、本件業務の履行に関して次の義務を負う。
- (1) この契約に定めるもののほか、別紙仕様書に従い、本件業務を履行すること。
- (2) 全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証すること (発注者の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。)。なお、成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害している場合、発注者、受注者は双方協力の上、速やかに解決策を講じなければならない。

(再委託の禁止)

- 第7条 受注者は、この契約を第三者(以下「再発注者」という。)に委託することはできないものとする。ただし、この契約を再委託する場合は、受注者は、あらかじめ再発注者の住所、名称、再委託する業務の範囲、その必要性、その他甲が必要とする事項について記載した書面を発注者に提出し、発注者の承認を受けなければならない。なお、受注者は、発注者から承認を受けた内容を変更しようとするときは、同様に発注者の承認を受けなければならない。
- 2 受注者は、発注者の承認を得てこの契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う 再発注者の行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。
- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、受注者がこの契約を遵守するために必要な 事項についてこの契約書を準用して、再発注者と約定するとともに、再発注者の義務の履行そ の他の行為について一切の責任を負うものとする。

(損害賠償)

- 第8条 発注者は、受注者の本件業務の結果に関し、受注者に対して受注者の責めに帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害(修補しないことによる損害を含む。)に限り、損害賠償請求をすることができる。
- 2 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする。
- 3 第1項規定による損害賠償請求は、検査合格の日から起算して2年以内に行わなければ、発 注者は、請求権を行使することはできない。

(契約不適合責任)

- 第9条 成果物に契約不適合 (別途合意する仕様書との不一致をいい、以下同じ) があるときは、 発注者は、受注者に対して相当の期限を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代 え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、納入を受けた日から起算して1 年以内(以下「保証期間」という。)に、これを行わなければならない。

(秘密保持)

- 第10条 受注者は、発注者が承認した場合を除き、本件業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。
- 2 受注者は、本件業務に従事する受注者の従業員その他の者に前項に規定する義務を遵守させるため、必要な処置を講じなければならない。

(目的外使用の禁止)

- 第11条 受注者は、この契約の履行に必要な本件業務の内容を他の用途に使用してはならない。 (個人情報の保護)
- 第12条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(事故等の報告)

第13条 受注者は、事故等の発生により契約の履行に障害を生じ、又は生じる恐れのあると認められるときは、直ちに理由を付して発注者に報告しなければならない。

(納入期限の延長等)

- 第14条 受注者は、別紙仕様書に規定する納入期限内に履行することができない事由が生じた ときは、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による報告があった場合において、その事由が受注者の責めに帰すことができないものであると認めるときは、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(履行遅延による遅延損害金)

- 第15条 発注者は、前条第1項の規定による報告があった場合において、受注者から遅延損害 金を徴収して、相当と認める日数の遅延を認めることがある。
- 2 前項の遅延損害金の額は、業務委託料に対して延長日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の割合を乗じて算出した額とする。

(作業の進捗状況の報告等)

- 第16条 受注者は、発注者からの指示がある場合には、受託した業務の進捗状況について、発 注者が指定する時期及び内容で、書面等により報告しなければならない。
- 2 受注者は、発注者からの指示がある場合には、打合せ会議を開催しなければならない。 (発注者の検査監督権)
- 第17条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の作業現場の実地調査を含めた受注者 の作業に対する検査監督権及び作業の実施に係る指示を行うことができる。
- 2 受注者は、発注者から進捗状況の提出の要求、作業内容の検査実施の要求、作業の実施に係る指示があったときは、これらに従わなければならない。

(成果の報告及び検査)

第18条 受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を作成し、 発注者に提出しなければならない。この場合において、発注者は、報告書受理後、10日以内 に検査を行わなければならない。

(業務委託料の請求)

- 第19条 受注者は、業務の成果が発注者の検査に合格した後、所定の方法により委託料の支払 を発注者に請求するものとする。
- 2 発注者は、受注者の正当な請求書を受理した日から30日以内に、委託料を受注者に支払わなければならない。

(契約内容の変更等)

- 第20条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合における業務の内容又は委託期間は、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。
- 2 前項の場合において、必要があると認めるときは、発注者と受注者で協議の上、第4条の委 託料を変更することができる。

(天災その他経済情勢の激変等による契約内容の変更)

第21条 契約締結後において、天災その他不測の事件に基づく経済情勢の激変等により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、発注者と受注者で協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

- 第22条 受注者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、 所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 暴力団等 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。次条第6号において同じ。)、暴力団関係者(暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。次条第6号において同じ。)その他不当要求行為を行う全ての者をいう。
- (2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又 は違法な行為をいう。

### (発注者の契約解除権)

- 第23条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 前3号のいずれかに該当する場合のほか、受注者が契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第26条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号に おいて同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- ア 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。以下このアにおいて同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時業務等の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団関係者であると認められるとき。
- イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品 その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると 認められるとき。
- オ 契約等に当たり、その相手方がアから工までのいずれかに該当する者であることを知りなが ら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められると き。
- カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該

者を利用していた場合(オに該当する場合を除く。)に、発注者が当該再委託契約又は資材等の 購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかった とき。

- 2 発注者は、前項各号に該当しない場合であっても、やむを得ない理由があると認めるときは、 契約を解除することができる。
- 3 前項の規定による契約の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、その損害を 賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(談合その他不正行為による契約解除)

- 第24条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。 以下この項において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者 である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が 受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を 含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下この項において「納付命令」という。)を行い、 当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定によ り取り消された場合を含む。)。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下この項において「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項 第1号の規定による刑が確定したとき。
  - (5) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第25条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第23条第1項又は前条の規定によりこの契約が解除された場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否した場合又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第 75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年 法律第255号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(受注者の契約解除権等)

- 第26条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第20条第1項の規定による契約の変更等により業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条第1項の規定による中止の期間が納期の2分の1以上に達したとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 前項の規定による契約の解除により受注者が損害を受けたときは、受注者は、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第27条 発注者は、契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、 当該履行完了部分に対する委託料を受注者に支払うものとする。

(談合その他不正行為による賠償金)

- 第28条 受注者は、第24条第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の徴収)

- 第29条 受注者がこの契約に基づく違約金、遅延損害金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の割合で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、契約締結時に おける政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の

規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(当該額に100円未満の端数が生じた ときは、これを切り捨てた額)の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(合意管轄)

第30条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、発注者の本庁所在地を管轄する裁判 所を専属管轄裁判所とする。

(市発注の業務における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保)

第31条 受注者は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第32条 この契約に関して疑義が生じたときは、発注者、受注者信義誠実の原則に従い協議する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和7年〇〇月〇〇日

発注者 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市 高松市長 大西秀人

受注者 0000000

0000 0000000

# 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報(以下「個人情報」という。)については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び高松市(以下「委託者」という。)の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高松市条例第37号)その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項(以下「本特記事項」という。)を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を 維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。
- 2 受託者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に届け出 なければならない。
- 3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければ ならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

- 第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、この契約による業務の着手前に書面により委託者に届け出なければならない。
- 2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により委託者に届け出なければならない。
- 3 受託者は、委託者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に 受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければ ならない。

(教育及び研修の実施)

- 第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第 三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は契約解除され た後も同様とする。 2 前項について、受託者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報の受領)

第7条 受託者は、委託者から個人情報を受領する場合は、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、委託者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

- 第8条 受託者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、次項の委託者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに個人情報の取扱い状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を委託者に申請しなければならない。
- 3 前項の承認を得た場合においては、受託者は委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受託者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の 取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に 本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者の求めに応じて、当該管理及び監督 の状況を委託者に対して報告しなければならない。
- 5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。 (派遣労働者等の利用時の措置)
- 第9条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に 行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵 守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を 負うものとする。

(個人情報の管理)

- 第10条 受託者は、個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
  - (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で 厳重に個人情報を保管すること。
  - (2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
  - (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報の漏えい等の事故」という。)を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
  - (4) 委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められ

た場所から持ち出さないこと。

- (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 委託者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複写し、又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

- 第11条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。
- 2 受託者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は委託者の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第13条 受託者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、委託者の指定した方法により、個人情報を返還し、消去又は廃棄しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受託者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、 直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第15条 委託者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じら

- れているかどうかの検証及び確認をするため、受託者及び再委託先に対して、監査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。
- 3 委託者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受託者に対して改善 を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

- 第16条 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、 緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏え い等の事故に関する情報を公表することがある。この場合において、受託者は、委託者が受託 者から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、委託者に対して、 その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所

事業者名

代表者名 印

電話番号

個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届 (新規/変更 ( 年 月 日))

に係る作業責任者及び作業従事者について、次のとおり届けます。

### 1 作業責任者

所属部署	役 職	氏 名 (変更前)

## 2 作業従事者\_\_名

所属部署	役 職	氏 名 (変更前)

※ 変更の届出の際は、氏名欄に()を追加し変更前の作業責任者等の氏名を記載してください。

(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者住所事業者名

代表者名 印

電話番号

個人情報を取扱う場所に関する届 (新規/変更 ( 年 月 日))

に係る作業場所について、次のとおり届けます。

所在地番・建物の名称等(変更前)	作業の内容 (変更前)

<sup>※</sup> 変更の届出の際は、() を追加し変更前の状況をそれぞれ記載してください。

(第7条関係)	年.	日	Ħ
(	4	月	

(宛先) 高松市長

受託者 住 所

事業者名

代表者名 印

電話番号

個人情報預り証

に係る個人情報を次のとおり受領いたします。

個人情報の内容 ※媒体名・数量 情報の詳細等	

(第8条関係) 年 月 日

(宛先) 高松市長

します。

受託者 住 所

事業者名

代表者名 印

電話番号

再委託承認申請書

に係る業務の一部を他の事業者へ委託したいので、次のとおり申請

委託先住所及び名称等	【住所】 【事業者名】 【代表者名】
委託する理由	
委託して処理する内容	
委託先が取り扱う個人情報	
委託先における安全性及び信頼性	
を確保する対策並びに委託先に対	
する管理及び監督の方法	

(第13条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所

事業者名

代表者名 印

電話番号

個人情報の消去又は廃棄の完了報告書(消去/廃棄)

に係る個人情報の消去又は廃棄を完了しましたので、次のとおり報告します。

	【対象の個人情報】
消去又は廃棄の内容	【方法】
消去又は廃棄を行った日時	
作業担当者名	

(第16条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所事業者名代表者名電話番号

事故報告書

について、個人情報の漏えい等の事故が(発生しました/発生する おそれがあります)ので、次のとおり報告します。

発生日時	年	月	日	時	分
発生場所					
発生状況					
対象個人情報の内容及び件数					